

人権かわら版38号

## ステンドグラス

編集発行

長崎県人権教育啓発センター  
(長崎県人権・同和対策課)ちょっと待って！  
その情報は本当ですか？

「平成28年熊本地震」の直後、動物園から逃げたライオンが街中に出現したというニセ情報がニセ画像とともに投稿されました。その投稿は瞬間に拡散され、この投稿を知った地域の人々は動揺し、動物園には電話が殺到するなど混乱をもたらしました。その後、動物園の業務を妨害したとして投稿者は逮捕されました。

Yahoo!ニュース特集  
「フェイクニュースへの備え」より作成

インターネットには情報があふれており、中には上記のようなニセ情報や不審なものもあります。また、受け取り方や発信の仕方に気をつけないと人権侵害の「被害者」や「加害者」になることもあります。ここでは、次の5つについて「知ること」「気づくこと」をとおして、インターネットとの向き合い方について考えてみましょう。

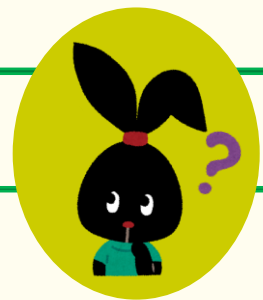
1 インターネットはどれくらいの人々が利用しているの？

2 インターネットにはどんなよさがあるの？

3 インターネットでの人権侵害はどれくらい起きてるの？

4 インターネットの人権侵害をしない・されないために大切なことは？

5 インターネットの書込みで誹謗中傷された場合、どうしたらいいの？



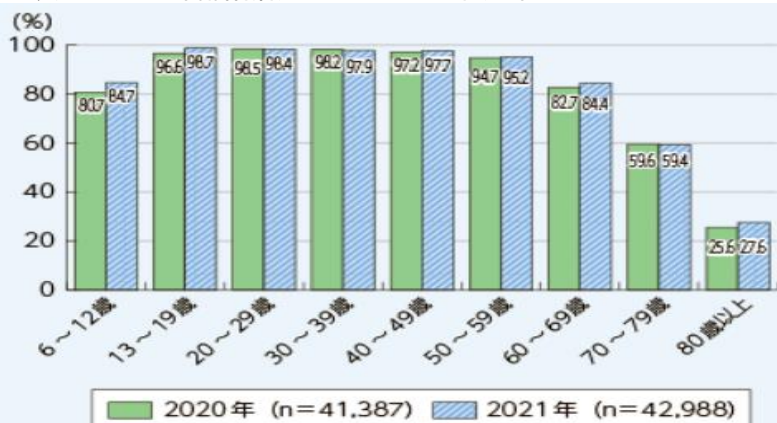
解説は次のページに！



# A1 インターネット利用率(個人)は82.9%です。



図表3-8-1-5 年齢階層別インターネット利用率



総務省が実施した「通信利用動向調査」によると2021年のインターネット利用率(個人)は82.9%でした。また、個人の年齢階層別にインターネット利用率をみると、13歳から59歳までの各階層で9割を超えていることから、インターネットはとても身近な存在といえます。

出典:総務省「情報通信白書令和4年版」

# A2 インターネットのよさは...

世界中の情報や人とつながることができる

## 学び

オンライン授業  
研修など



## 買い物

ネット通販 フリマ  
電子決済など



## 会話

ビデオ通話  
SNSなど

## 情報収集

ニュースサイト  
検索サービスなど



## 趣味・娯楽

オンラインゲーム  
動画 ライブ配信  
電子コミック  
見逃し配信など

## 食生活

ネットで注文  
オンライン食事会など



## その他

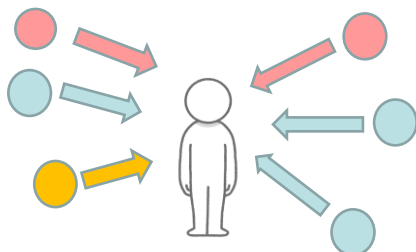
リモートワーク  
オンライン診療  
オンライン会議など

参考:総務省「インターネットトラブル事例集」

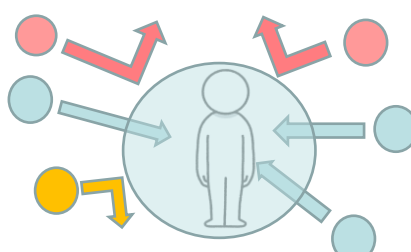
# 「フィルターバブル」ってご存知ですか？

様々な情報が届く

フィルターバブルなし



フィルターバブルあり



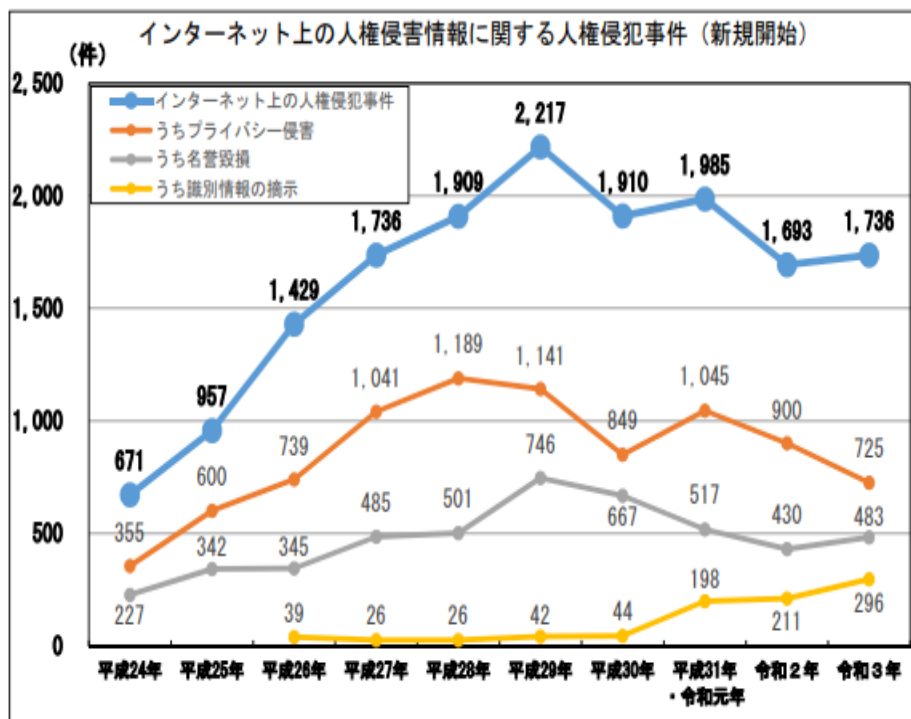
見たい情報だけがフィルターをすり抜けて届く

皆さんは、自分が検索したりクリックしたりした後に、それに関連した情報が画面上に表示されてきたという経験はありませんか。実は、皆さんが普段見ている検索サイト等では、皆さんが普段、どんな情報をクリックしているのかということ进行分析して、皆さんが「見たい、知りたい」と思う情報を表示するように「調整」されています。このように自分の好みや見たいもの以外の情報がはじかれてしまう現象を「フィルターバブル」といいます。気づかいうちに情報が偏って届くため、「物事を極端にとらえ、狭い視野で考える人」になってしまう可能性があるといわれています。

総務省「インターネットとの向き合い方『ニセ・誤情報に騙されないために』」より引用・一部変更



# A3 インターネットでの人権侵害の数は・・・



令和3年に人権侵犯事件としてインターネット上の人権侵害情報に関して新規に救済手続を開始した件数は、1,736件となっています。近年の特徴として、人権侵犯事件の総数は、減少傾向にあります。インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数は高水準で推移しています。



出典：法務省「令和3年における『人権侵犯事件』の状況について」

# A4 インターネットで人権侵害をしない・されないために・・・

## 相手のことを考えて!

- 相手の悪口や差別的な内容は書き込まない!
- 根拠のないうわさは、載せない!
- 出処不明の情報を安易に拡散しない!
- 人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない!

使用する言葉に注意! 暴力的な言葉はゼツタイNG!

知り合いの連絡先や住所など個人情報を無断で載せない!

雑誌や書籍に載っているマンガ、写真、記事などを勝手に掲載しない!

他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない!

人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない!  
※写真によっては位置情報を悪用される場合もあるので掲載注意。  
※GPS機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると個人を特定できる場合があるので要注意。

## しっかり守ろう!

- 身に覚えのない請求には絶対に料金を払わない!
- 知らない相手からのメールや件名・内容などがおかしなメールの添付ファイルは開かない!
- 心当たりのないメッセージへの返信はしない!
- “モデル”や“プレゼント”などの誘い文句に、むやみにのらない!
- 怪しいサイトで買物はしない!
- 情報をつうみにしない!

ネットで知り合った人には、安易に会わない!

安易に自分の写真や個人情報を載せない!

GPS情報や写真の背景などにより場所・住所が覚覚!!

むやみに実名で登録しない!

ID、パスワードなどを他人に教えない!

同じパスワードを複数のサービスで使用しない!

“無料”だからといって安易に登録しない!

おかしなと思ったら、すぐに保護者や先生などに相談!

出典：公益財団法人 人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権<三訂版>」

# A5 インターネットの書込みで誹謗中傷された場合は・・・



県の人権相談窓口：長崎県人権教育啓発センター 095-826-5115  
9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

## 「違法・有害情報相談センター」 (総務省)

<https://www.ihaho.jp/>

迅速な助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎ **インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員**が対応
- ◎ 人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎ インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

## 「人権相談」 (法務省)

<https://www.jinken.go.jp/>  
「みんなの人権110番」  
☎0570-003-110

削除要請・助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法**などの**助言**に加え、**法務局**が事案に応じて**プロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎ 削除要請は、**専門的知見を有する法務局**が**違法性を判断**した上で行います。
- ◎ 全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います（外国語にも対応）。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

## 「誹謗中傷ホットライン」 (セーファーインターネット協会)

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

プロバイダへの連絡

- ◎ インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎ **インターネット企業有志によって運営**されるセーファーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎ インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

出典：総務省「インターネットトラブル事例集」(参考)インターネット上の誹謗中傷に関する窓口のご案内」

県では、「長崎県人権教育・啓発基本計画(第3次改訂版)」において、**重要課題別施策の推進の一つに「インターネットによる人権侵害」**を挙げています。

## インターネットによる人権侵害

関係機関との連携による対応や、利用に関してのルール等への理解を深める方策の実施と個人情報保護についての取組を推進します。

- ①関係機関と連携した対策の実施
- ②利用に際してのルール等の教育・啓発
- ③個人情報保護についての意識向上と啓発活動の推進

長崎県人権教育・啓発基本計画(第3次改訂版)より

現代では、インターネットはとても身近になり、多くの人が利用していますから、1つの情報が個人や社会に大きな影響を及ぼす可能性があります。インターネットはとても便利なものですが、人権侵害によって自分や他人の人生が左右されたり、場合によっては命を奪ったりすることもあります。

インターネットに関する「正しい知識」と「人権感覚」をアップデートし続けて、人権侵害の「被害者」「加害者」のどちらにもならないための取組をそれぞれの立場で実践することで、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会を実現していきましょう。

また、人権が侵害されるようなことがあった場合は、一人で抱え込まないで周りの人や関係機関に相談することも大切です。



長崎県人権教育啓発センター  
(県人権・同和対策課内)  
〒850-8570  
長崎市尾上町3-1 県庁内  
TEL 095-826-5115 FAX 095-826-4874

開館：平日、土曜、日曜(午前9時～午後5時まで)  
休館：祝日、振替休日、年末年始

長崎県人権・同和対策課

検索

